三菱爭議解決

軟派委員説に同化す
亂つた硬派側委員も
有耶無耶の裡に納まる形勢

前日園

[illegible]たやうな[illegible]けぬやうな怪しい曖昧な解決を告げ[illegible]せ引揚げせしめ一先づ工場に引取らした[illegible]つた三菱内燃機職工は二日朝平日通り續々出勤したが食堂に集合し[illegible]工場に向ひ[illegible]硬派に屬する職工幹部は本社前の[illegible]に集合し[illegible]所に別れて解決[illegible]八時出勤[illegible]空地に集合し[illegible]反對の路上演説を初め附和雷同の要求案を提出せなければならぬ[illegible]職工が瞬く間に黒山を築いた所から[illegible]ら守衛は直に解散を命じ一方演説[illegible]者を守衛部へ拉し去らんとし[illegible]初め硬派委員と會見せしめ彦[illegible]の

會見顛末

[illegible]

一騷動を起しかけた

けれど[illegible]事無く納まり漸く解散こなつた際[illegible]事務所に向つて示威的な態度を放ち工場内に入つた[illegible]斯くて就業したのは一部のみで前日の[illegible]條件に反對を唱へつゝある硬派の幹部は一宅委員外三名を選んで新要求を提出せんとしたから會社側は[illegible]前日松本委員この

緩和に

努めた結果[illegible]遂に松本委員の意見に同化し[illegible]の[illegible]演説を遮り[illegible]事になつたが之で[illegible]一週間に[illegible]れた[illegible]有耶無耶の裡に解決を告げんとするもの如くである[illegible]一昨日職工が提出した最後の[illegible]條件より成つた希望の條件[illegible]に就き會社の[illegible]『未だ確定はせぬが[illegible]に行かぬ[illegible]

一澁谷委

員の[illegible]理由[illegible]が臨時休業を發表して居らず[illegible]は彼の爲めに理由を明かにする必要を認めるから[illegible]公表はせぬ積り[illegible]の意案で無いから[illegible]問題では無い』云々

三菱内燃職工　罷業狀態

要求又拒絶さる
形勢刻々悪化

三菱造船内燃機職工は一日午前十時までは全然罷業狀態を呈した[illegible]か一方友愛會の一宮氏から委員を代表して(一)[illegible]首のこと(二)[illegible]職工を復職せしめること他二三項を要求したが(一)に對し[illegible]なる措置をとれば復職しても可いと云つたのみで他の條項は即時に拒絶したので十時過より仕事に着手したがそれは表面だけで目下[illegible]場の職工も動き始めてゐるので一〇八號潜水艦の進水まで[illegible]が保たれるかどうか[illegible]長も[illegible]來神して監督官等と協議し又三菱本社からも重役が出張して[illegible]職工側も人に[illegible]を續けてゐる（神戸電話）

三菱の相知芳谷　兩炭坑の大淘汰

坑夫の自由意志を尊重
經營困難の事情説明で
八百の坑夫無言で退く

佐賀縣唐津に於て三菱の經營せる唐津炭田の代表炭坑たる相知芳谷の兩炭坑に於ては目下炭界の情況につれ經營難こなりしを以て今回再び坑夫の大淘汰を行ふ事こなつたが各地こも勞働問題の

喧しい

折柄命令的に淘汰する時は不穩の狀態に出る惧があるので稻富坑長、松岡、長崎の各副坑長以下協議の結果坑夫の自由意志に任せる事になし三千人の坑夫に對し左の

條件を

傳へ廿八日より三日間の熟考期間を與へた

退坑手當日給二週間分
旅費原籍地迄
勤續手當一年未滿十五圓、一年を増す毎に日給五日分を増す
賞與金は本人預金の二分五厘

右の件を内達せしに各坑夫は何等不平の語も出さずして

八百名

の退坑希望者ありしを以て會社は之を聽いれ一日各[illegible]解雇した此淘汰された八百名の坑夫採炭率は一割四分の採炭減に相當したと云ふ目下同坑附近は混雜中である（唐津電報）

三菱内燃機

全部就業
増給こ復職

[illegible]は出す

[illegible]

造船職工も

騷ぎ出す
再び險惡[illegible]た
三菱爭議

（二日東京發電）

神戸市三菱内燃[illegible]職は二日午[illegible]八時から作業に移つたが一部の硬派職工[illegible]して居るので會社が十二日の[illegible]

交涉委員

松本[illegible]太郎を呼出し硬派側の一色委員と會見せし[illegible]め[illegible]

運動に

[illegible]

會社側と

[illegible]

[illegible]として團体交渉の件其他二三箇條の要求の提出を[illegible]險惡となり[illegible]一同[illegible]た事を[illegible]部の職工も[illegible]八號潜水艦の進水[illegible]るや否や[illegible]

昨日要求書を提出

川崎造船電氣工から
三日は神戸全市に亘つて
一萬九千名の大示威運動

神戸川崎造船所電氣工作部[illegible]に關する勞働爭議は既報の如くなるが一日午後八時[illegible]側の委員約二十餘名は友愛會支部に集合し種々今後の運動方法其他に關し協議を遂げたる結果愈々二日會社側に對し要求案を提出する事に決定同十時散會した因に同造船部の電氣工作部の職工約一萬九千餘名は三日午前九時を期し大倉山に集合し近く大々的に團體交渉權確認運動を開始する下準備として全市に亘り一大示威行列を行ふ（神戸電話）

交涉破れて
川崎造船爭議
激昂

神戸川崎造船所電氣部[illegible]會交[illegible]二[illegible]要求書を提出したるも[illegible]氏は[illegible]居らず[illegible]取ること能はずと拒絶したるより八百の職工は憤慨し[illegible]を衝き[illegible]に殺到し勞働歌を高唱してやつつけてしまふと[illegible]

愈々要求提出

神戸川崎造船所職工代表者五名は二日午後二時永留取締役[illegible]川崎[illegible]會の[illegible]く要求狀を提出した[illegible]の[illegible]三日午前十時神戸市内[illegible]下に集合し示威運動をなす筈（神戸電話）

樂隊を先登に
示威行列
川崎造船職工團

[illegible]川崎造船所電氣工作部職工八百名を以て組織せる[illegible]八ヶ條の要求を[illegible]絶されたが三日午前十時から[illegible]山遊園地に於て[illegible]十時迄に八百餘名職工[illegible]マラソン競爭を行ひ十時半に[illegible]や友愛會神戸

[illegible]

聯合會長

久留弘三氏と[illegible]氏を先頭に[illegible]川崎造船所本社前にて勞働歌を高唱し喊聲を揚げて三時解散した（神戸電話）

社長外遊中の故に
要求書を刎付く
川崎造船所職工委員
昨日重役側と會見

川崎造船所電氣工作部職工八百二十四名の組織して居る電氣工組合[illegible]電正會にては二日午後二時造船所にて重役と會見して[illegible]作部職工一同としての要求ならば[illegible]夫々順序がある正規の手續を踏んで提出するやうに[illegible]提出されたとしても目下松方社長は外遊中であるから自分として此要求を受ける事が出來ないと拒絶し職工との

▲要求書を提出

した職工側交涉委員前川、鵜澤、小川三名に荒井、市原外二名と背打[illegible]一郎氏附添ひて山本、小川、藤井の三重役立會の上[illegible]取締役に會見した[illegible]小川代表から[illegible]の提出する要求らそれでは[illegible]に對して一應御[illegible]を願ひたいと[illegible]八ヶ條から成る要求書を提出した[illegible]それに對して取締役は共要求は[illegible]正會として提出されたものであつて電氣工作部職工としての要求でさ[illegible]は無いから容れられないと拒絶した職工側はそれでは[illegible]工一同と訂正して提出した所がそれに對して

▲長留取締役は

[illegible]拒絶して四時二十分會見が終つた（神戸電話）

川崎職工提出の
要求書遊離狀態
重役受取つたでもなく
突き戻したでもなく！
一爆發は免かれぬ形勢

神戸川崎造船所電氣工作部職工は二日午前十時交渉委員前川兒玉小川の三名に[illegible]以下二名の應接委員が附き添ひ應接室で會社側永留小川藤井の三重役と會見し左記の要求條件を提出に及んだが會社側では受取つたでもなく突戻したでもなく要求書は遊離狀態にある[illegible]會社側では社長不在のため決定し難いと言ひ張り職工側は社長が不在でも重役一同に誠意があれば解決出來ると云ふ意志であるが今や[illegible]面にこそ立つてゐないが他の部の職工も大半要求に accordingして[illegible]る實狀である上に松方社長の不在なだけに却て爆發を免れぬ形勢こなつた（神戸電話）

要求書

今般電氣工場職工を以て組織する電氣組合電正會は左の要求を決議し提出仕候間充分の協議の上回答期日までに何分の御沙汰相成度右要求書提出候也

電氣工組合電正會

一、工場委員制度を採用すること
二、他の勞働組合に加入するの自由を認める事
三、解雇及退職手當（一項會社の都合による解雇の場合死亡の場合又は業務上負傷により解職せしむる場合はその手當を支給すること）勤續滿六ヶ月以上一ヶ年以内の者には日給五十日分勤續滿一ヶ年を越ゆる毎に滿一ヶ月につき日給三日分宛勤續滿五ヶ年を越ゆる期間滿一月につき日給四日分宛を增額滿十ヶ年を越ゆる時は滿一ヶ月毎に日給五日宛を增額二項自己の都合による退職の場合一ヶ年勤續滿五十年に達したる時解職する者にして勤續滿十ヶ年以上の者は全額と認め解職せしむる者にして勤續滿六ヶ月以上の者は第一項の金額三[illegible]前二項以外の理由により解職する者にして勤續滿六ヶ月以上の者は第一項の半額四、左の區分により日給を增額すること男工日給二圓以下廿四錢同二圓五十錢以下廿錢同三圓以下十四錢女工一圓以下廿錢同一圓以上廿四錢

理由　相當に收入ある者と雖も家政困難につき右金額を增加されたし

四、女工の平均は男工の平額に滿たす少数も大に從つて少なきが故に此際右金額を增加されたし
五、創立二十五周年祝の意義[illegible]作賞與に分配方法を明示すること
六、病氣缺勤の場合は左の手當を支給すること
缺勤三十日以内は日給の七分宛同三十一日以上七十日以内は日給の半日宛
七、死者の場合はその復務期間日給半日分宛を支給すること
八、ランチ其他の危險防止の設備を完全にすること
九、右要求條項に對する回答期間は七月十五日正午までとす

以上